

平成25年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成25年6月12日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成25年6月12日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1 番議員	伊藤和子	2 番議員	小澤哲夫
3 番議員	吉筋恵治	4 番議員	中根幸男
5 番議員	鈴木托治	6 番議員	西田 彰
7 番議員	太田康雄	8 番議員	亀澤 進
9 番議員	山本俊康	10 番議員	榊原淑友
11 番議員	片岡 健	12 番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	井上啓次郎	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山真人	防災監	高木達雄
企画財政課長	村松 弘	税務課長	松浦慎一郎

住民生活課長	村松也寸志	保健福祉課長	瀧下和俊
産業課長	増田多喜男	建設課長	鈴木可浩
上下水道課長	岡野豊	学校教育課長	大場満明
社会教育課長	大原直幸	病院事務局長	一木進
会計管理者	高木利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第39号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第40号 平成25年度森町一般会計補正予算（第2号）
議案第41号 平成25年度森町水道事業会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

議長 （ 榊原淑友 君 ） 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから平成25年6月、森町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、
3番吉筋恵治君及び4番中根幸男君を指名します。
日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月24日までの13日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（ 「異議なし」と言う者多数 ）
議長 （ 榊原淑友 君 ） 「異議なし」と認めます。
したがって会期は、本日から6月24日までの13日間に決定しまし

た。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「平成24年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について」「平成24年度森町水道事業会計予算繰越計算書について」「平成24年度周智郡土地開発公社決算及び平成25年度事業計画・予算について」以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

また、議員派遣については、お手元に配布したとおり、議長において専決処分したので、報告いたします。

日程第4、議案第39号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただいま上程をされました、議案第39号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法第423条第3項の規定に基づく、固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

委員3人のうち、岩佐勇作氏が本年7月14日をもって任期満了となりますが、岩佐氏は81歳の高齢であるため、惜しい人材ではございませんけれども、岩佐氏の後任として、杉浦茂氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は平成25年7月15日から平成28年7月14日までの3年間でございます。

杉浦氏は経歴書に記載の通り、長年法務局に勤務され、固定資産に精通し、幅広い専門的な知識と経験を有する方でございます。住所は袋井市ではございますけれども、事務所は森町森に開業しており、出身は森町です。

委員会の機能である中立的な第三者機関として、事案を審査決定するために是非とも必要な方でございますので、委員選任のご承認を賜りたく、ご提案を申し上げる次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議 長 (榊原淑友君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) ただ今、固定資産評価審査委員会委員の選任について、杉浦茂氏が推薦されたわけですが、まずこの固定資産評価審査委員会委員の定数について、森町の場合、現在3名だと思っておりますけれども、地方税法によって定められているのか、あるいは、条例によって定められているのか、その点と、それから、確か岩佐氏は委員長を勤められていたかと思いますが、委員長については、委員会において選挙で選任するという条例になっていると思っております。ということは、実際この委員会が開催されるという事は、必要な事案が発生しない限りないと、最近開催の実績がないということですが、今回岩佐氏に代わって杉浦氏が選任されたとなると、一度委員会を開いて、委員長を選任する、選挙する委員会を開くのかどうかという点をお願いいたします。

それから、経歴を見させていただきますと、法務局勤務を経て司法書士事務所を開業されているということで、前任の岩佐氏は、確か税務署勤務の後、税理士事務所を開業されているということですが、いずれにしても、固定資産について知識の深い方々であろうかと思いますが、かたや税無関係、かたや法務局、法規関係の方かと思いますが、その辺の選任について考慮がされたのかどうか、その辺を少し伺わせていただきます。

議 長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) まず、委員の人数でございますけれども、地方税法の423条でもって、固定資産評価審査委員会の委員の定数は

3人以上とし、当該市町村の条例で定める、このように地方税法が定められているところでございます。それを受けまして、森町税条例では、第78条でもって、審査委員会の委員の定数は3人とすると、こういうふうに定めておりまして、3人と決めているところでございます。

次に、2番目の委員長の選任でございまして、事案が起きた時に委員会を開催して、そこで委員長を選任して、そして審議をするということになるのか、その場合には委員会の招集を誰の名前であるのかという問題が出てきますので、そこは税務課長のほうから、事務レベルとして、どういうふうな想定をしているのかを答弁させますので、よろしく申し上げます。

次に、岩佐氏が税理士、そして、杉浦氏が司法書士、法務局ということで、法務局と申しますと法規が主になろうかと思えますけれども、どちらにしても、税務的な知識と、それから法務局の法規的な知識と、両方が必要な分野でございます。森町においては、両方を兼ね備えた方というのは中々難しゅうございますので、選任するに当たって、どちらかの知識を持っていて、そして、森町に関わっていただける方でないといけませんので、森町の中で、この司法事務所を営業しているということで、森町についてはより造詣の深い方であろうし、また、城下の出身でございますから、森町の出身の方でございますから、森町に愛着を持っていてくださるといふ方であろうかと思えますので、こだわらずに適任を選任させていただいたということでございます。

議 長
税務課長

(榊原淑友 君) 税務課長。

(松浦慎一郎 君) 税務課長です。委員長の選任方法でございますが、これは事案が発生した時にですね、初めて委員会を招集します。その時に冒頭で委員長を選任いたしております。

それから、今町長の答弁の杉浦さんのほうなんですけれども、法務局の方で土地評価のほうを専門になさっております。ですので、あと司法書士になられてからも、公売実例を非常に多く経験されて

おりますので、土地の単価等に非常に詳しい方でございます。以上です。

議長 (榊原淑友 君) 質疑はありますか。

6 番、西田彰君。

6 番議員 (西田 彰 君) 事業所が森町にあるということでございますが、住所が袋井市ということで、教えていただきたいですけれども、住所が袋井にあるっていうことに関しては、何か法令とか条例とかで、これを認めるというようなことになっているのでしょうか。やはり、今までそのような例はなかったように思いますので、その辺いかがでしょうか。

議長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 選任要件については、地方税法の第423条第3項に定められております。まず、この3つの項目が定められていて、いずれかの項目に該当すること、ということでございます。一つの項目としては、当該市町村の住民であればいい、二つ目の項目としては、当該市町村の市町村税の納税義務がある場合、ですから、納税義務があれば住民でなくてもよろしいということですね、三つ目が、固定資産の評価について、学識経験を有すること、この学識経験についても、住所要件はございません。今税務課長から答弁申し上げましたように、評価については、非常に知識・経験をもっているということでございますので、この3番目の固定資産の評価について、学識経験を有するものとして、住所要件がなくても選任できると、こういうことでございます。

議長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありますか。

5 番、鈴木托治君。

5 番議員 (鈴木托治 君) 固定資産評価審査委員会の委員は、報酬というのが、年間何も会議が開くような事案がないということですが、全然1年間に何もそういう事案がなくても報酬を払うのか、それとも、あるたびにその都度いくらかの報酬を払うのか、どちらかでしょうか。

町 長 (榊原淑友 君) 税務課長。

税務課長 (松浦慎一郎 君) 税務課長でございます。委員報酬につきましては、実際に委員会を開いたときに、日当として支払っております。ですので、委員会が何回もあれば、その都度その都度支払うようになります。ですので、最近は、報酬を支払った実例はありません。

議 長 (榊原淑友 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第39号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第39号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

日程第5、議案第40号「平成25年度森町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程をされました、議案第40号「平成25年度森町一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

れ40,312千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,734,111千円とするものでございます。

第2表、地方債補正につきましては、公共事業等及び、地方道路等整備事業の変更と、地域活性化事業の追加でございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を、歳出から申し上げます。

5・6ページをお開きください。2款1項5目、財産管理費、1,000千円につきましては、4月に葛城ゴルフクラブで行われました、ヤマハレディースオープン葛城の収益金の一部を、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社から寄附を受けましたので、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

9目、自治振興費、11,000千円のうち2,500千円は、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、明治町町内会の太鼓や屋台心棒等の購入の経費に対して助成をするものでございます。

また、8,500千円は、県の補助金を受けて実施する、大門町内会の公民館整備事業に対する補助金でございます。この8,500千円は、県の補助金と町の補助金を元に交付するものでございます。

2項1目、企画総務費、981千円は、地上デジタル放送難視聴地域の共聴施設の更新整備に対し、全額を国の補助金を活用して支援するもので、三倉大久保幸治地区の共同組合に対する補助金でございます。

3款2項2目、児童措置費、1,560千円は、県で新たに設けられた待機児童解消特別対策事業として、0歳児の入所をサポートするため、町内2保育園に対する待機児童（0歳児入所）対策事業費補助金でございます。

6款1項3目、農業振興費、1,500千円につきましては、新規就農者1名に対する青年就農給付金を計上するものでございます。

7・8ページ、2項2目、農地事業費、13,500千円は、県営の農地整備事業に対する町の負担金を追加するものでございます。

3項2目、林業振興費、851千円につきましては、しずおか林業

再生プロジェクト推進事業に係る補助金の追加分でございます。

なお、先ほど申し上げました農地事業費13,500千円の町の負担金等の関連する事業については、参考資料として、皆様方のお手元に、「とうもろこしの里整備事業」としての資料も配らせていただいておりますので、併せてご覧をいただきたいと思っております。

7款1項5目、森町体験の里振興費、2,750千円につきましては、アクティ森の食体験ハウスのトイレ、エアコン等の修繕費でございます。

9・10ページ、8款2項3目、道路新設改良費、1,782千円のうち、委託料1,650千円につきましては、町道宮代大洞院線の宮代橋について、スマートインターの供用開始に伴い、交通量の増加による改良の必要が見込まれることから、改良工法等の検討に必要となる、橋梁予備検討等の費用を計上するものでございます。

4項1目、都市計画総務費、2,280千円につきましては、国の社会資本整備交付金を活用した「森地区まちづくり事業」により取り組んでおります水道整備事業に係る、上水道事業会計への繰出金でございます。なお、これは国の平成24年度の補正予算に係る交付金等を頂いたことに伴いまして、25年度予算で今回計上するものでございますけれども、25年度予算で計上することについては、国の方でよろしいということで、このようなことを計上させていただいたところでございます。

11・12ページ、6目、新東名対策費、471千円につきましては、昨年4月の新東名の県内供用開始後、一宮地区で発生している交通渋滞や、本年度末に予定されるスマートインター供用開始により、更なる町内の交通渋滞が懸念するため、(仮称)一宮周辺地域渋滞対策協議会を設け、交通渋滞対策に取り組むための費用を計上するものでございます。

9款1項5目、災害対策費、2,205千円につきましては、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、自主防組織に配備している可搬ポンプを更新するための費用を追加計上するものでござい

ます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、1・2ページにお戻りください。

14款2項1目、土木費国庫補助金、2,280千円は、森地区まちづくり事業による水道整備事業に対する補助金でございます。

5目、総務費国庫補助金、981千円は、電波遮へい対策事業に対する補助金でございます。

15款2項1目、総務費県補助金、4,000千円については、大門町内会公民館整備事業に対する補助金であります。

2目、民生費県補助金、780千円につきましては、待機児童（0歳児入所）対策事業に係る補助金であります。

4目、農林水産業費県補助金1,759千円のうち1,500千円は、新規就農者に対する青年就農給付金に対する補助金でございます。

17款1項2目、教育費寄附金、1,000千円は、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社からの寄附金でございます。

19款1項1目、繰越金、12,791千円は、財源調整としての計上でございます。

3・4ページ、20款4項4目、雑入、4,521千円のうち総務費雑入2,500千円は、明治町町内会の太鼓や屋台関係備品等の購入経費に対する助成金で、消防費雑入2,000千円は、自主防組織の可搬ポンプ購入経費に対する助成金でございます。

21款1項1目、農林業債、12,200千円は、県営農地整備事業負担金に対する公共事業等債でございます。

また、地方道路等整備事業債の減額及び、地域活性化事業債の増額につきましては、県営大尾大日山線林道開設事業の対象となる起債区分が変更されたことによるものでございます。

以上が、平成25年度森町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

議 長

（ 榊原 淑 友 君 ） 日程第6、議案第41号「平成25年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程をされました、議案第41号「平成25年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を137,176千円に改めるものでございます。

内容といたしましては、国の交付金事業であります社会資本整備交付金の増額に伴い、補正予算第2条に定めた1款、資本的収入、3項、補助金、7,760千円に2,280千円を増額し、10,040千円に改めるものでございます。

この補正に伴い、予算第7条に定めた一般会計からの補助金を39,682千円に改めるものでございます。

歳出であります、予算第4条、建設改良費に計上しております、向天方地内石綿管布設替工事費、25,704千円に対しまして、一般会計を経由して増額補助を受けるもので、歳出の補正はございません。いわゆる、歳入の補正のみでございます。

以上申し上げます、提案理由のご説明といたします。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月19日午前9時30分、本会議を開会し、補正予算に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前9時59分 閉会)